

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） [第1～第4 略] 第5 放送関係 [1～6 略] 7 公共業務用（通信事項が有線テレビジョン放送事業に関する事項の無線局の場合に限る。） (1) 放送中継用（固定局に限る。） 放送中継用無線局であって、23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（以下この(1)において「23GHz帯固定局」という。）の審査は、次の基準による。 [ア～ウ 略] エ 周波数等 [(ア) 略] (イ) デジタル方式の変調は、4相位相偏移変調（以下この(1)において「4PSK」という。）、16値直交振幅変調（以下この(1)において「16QAM」という。）、64値直交振幅変調（以下この(1)において「64QAM」という。）、<u>256値直交振幅変調（以下この(1)において「256QAM」という。）、1024値直交振幅変調（以下この(1)において「1024QAM」という。）、4096値直交振幅変調（以下この(1)において「4096QAM」という。）、直交周波数分割多重方式（以下この(1)において</u></p>	<p>別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） [第1～第4 同左] 第5 放送関係 [1～6 同左] 7 公共業務用（通信事項が有線テレビジョン放送事業に関する事項の無線局の場合に限る。） (1) 放送中継用（固定局に限る。） 放送中継用無線局であって、23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（以下この(1)において「23GHz帯固定局」という。）の審査は、次の基準による。 [ア～ウ 同左] エ 周波数等 [(ア) 同左] (イ) デジタル方式の変調は、4相位相偏移変調（以下この(1)において「4PSK」という。）、16値直交振幅変調（以下この(1)において「16QAM」という。）、64値直交振幅変調（以下この(1)において「64QAM」という。）、<u>直交周波数分割多重方式（以下この(1)において「OFDM方式」という。）</u>であること。なお、パイロット信号は無変調であること。</p>

「OFDM方式」という。) であること。なお、パイロット信号は無変調であること。

[(ウ) ・ (エ) 略]

[オ 略]

カ 占有周波数帯幅等

[(ア) 略]

(イ) デジタル方式の占有周波数帯幅の許容値は、4PSK及び16QAM の場合は33MHz 以下、64QAM、256QAM、1024QAM、4096QAM の場合は6.0MHz以下、OFDM方式の場合は5.7MHz以下であること。

[(ウ) ・ (エ) 略]

[キ～サ 略]

シ 伝送の質

(ア) 通信系の受信端における通信路の信号対雑音比(以下「S/N」という。)、搬送波対雑音比(以下「C/N」という。)、回線の信頼度(回線が断となることなく通信できる時間率をいう。以下同じ。)等伝送の質の審査は、次の基準により行う。

[A・B 略]

C FDM—SSB の場合の [C/N] 0 又は周波数変調の場合の [S/N] 0 が基準値以下となる時間率及び 4PSK、16QAM、256QAM、1024QAM 又は 4096QAM の場合の符号誤り率が 1×10^{-4} を超える時間率(以下「許容断時間率」という。)は、それぞれ 5×10^{-4} /年以下であること。

[D 略]

[(イ) ～ (キ) 略]

ス 混信保護

[(ウ) ・ (エ) 同左]

[オ 同左]

カ 占有周波数帯幅等

[(ア) 同左]

(イ) デジタル方式の占有周波数帯幅の許容値は、4PSK及び16QAM の場合は33MHz 以下、64QAM の場合は6.0MHz以下、OFDM方式の場合は5.7MHz 以下であること。

[(ウ) ・ (エ) 同左]

[キ～サ 略]

シ 伝送の質

[(ア) 同左]

[A・B 同左]

C FDM—SSB の場合の [C/N] 0 又は周波数変調の場合の [S/N] 0 が基準値以下となる時間率及び 4PSK 又は 16QAM の場合の符号誤り率が 1×10^{-4} を超える時間率(以下「許容断時間率」という。)は、それぞれ 5×10^{-4} /年以下であること。

[D 同左]

[(イ) ～ (キ) 同左]

ス 混信保護

(ア) 他の無線局に対し当該無線局の与える混信妨害又は当該無線局が他の無線局から受ける混信妨害については、被干渉局の搬送波対干渉雑音比 (C/I)、信号対干渉雑音比 (S/I) 又は希望波対妨害波比 (D/U) の審査は、次のとおり行う。

[A・B 略]

被干渉局の変調方式	標準値
FDM—SSB	52dB (C/I) 注1 42dB (C/I) 注2
周波数変調	18dB (S/I)
4PSK	19dB (C/I)
16QAM	26dB (C/I)
64QAM	29dB (D/U)
256QAM	37dB (D/U)
1024QAM	42dB (D/U)
4096QAM (符号化率 4/5)	42dB (D/U)
4096QAM (符号化率 5/6)	43dB (D/U)
OFDM 方式	29dB (D/U)

注1・注2 [略]

[(イ)・(ウ) 略]

[セ 略]

[(2)・(3) 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(ア) 同左

[A・B 同左]

被干渉局の変調方式	標準値
FDM—SSB	52dB (C/I) 注1 42dB (C/I) 注2
周波数変調	18dB (S/I)
4PSK	19dB (C/I)
16QAM	26dB (C/I)
64QAM	29dB (D/U)
OFDM 方式	29dB (D/U)

注1・注2 [同左]

[(イ)・(ウ) 同左]

[セ 同左]

[(2)・(3) 同左]